

第七十四号議案

江戸川区すすくすくスクール事業条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区すくすくスクール事業条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区すくすくスクール事業（以下「すくすくスクール事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第二条 すくすくスクール事業においては、次に掲げる事業を行う。

- 一 地域住民と保護者との協働の下、児童に健全な活動の場を提供する事業
- 二 保護者の就労等の理由により、家庭において適切な保護を受けることができない児童に対する事業（以下「学童クラブ事業」という。）

(実施場所)

第三条 すくすくスクール事業は、江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）別表に規定する江戸川区立小学校（次条において「区立小学校」という。）において実施する。

(対象児童)

第四条 すくすくスクール事業（第二条第一号に規定する事業に限る。以下この項、次条第一項及び第六条において同じ。）を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 区立小学校に在学する児童

二 区立小学校の通学区域に住所を有する児童

2 学童クラブ事業を利用できる者は、次の要件を満たす児童とする。

一 前項各号のいずれかに該当する児童

二 保護者の就労等の理由により、家庭で適切な保護を受けられない

児童

3 前二項の規定にかかわらず、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要があると認める児童は、すすすくスクール事業を利用することができる。

（登録）

第五条 すすすくスクール事業を利用しようとする児童の保護者は、利用の登録（次項において「すすすく登録」という。）を行わなければならない。

2 学童クラブ事業を利用しようとする児童の保護者は、前項のすすすく登録に加え、学童クラブ登録（学童クラブ事業に係る登録をいう。）を行わなければならない。

（費用）

第六条 すすすくスクール事業の利用は、原則として無料とする。ただし、前条第二項の学童クラブ登録を行った児童の保護者は、児童一人につき、月額四千人の育成料を納付しなければならない。

（育成料の減免）

第七条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条ただし書に規定する育

成料を減額し、又は免除することができる。

(育成料の不還付)

第八条 既に納付した育成料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由がある
と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第九条 この条例で定めるもののほか、すくすくスクール事業の施行に関し必要
な事項は、江戸川区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行す
る。

(準備行為)

2 すくすくスクール事業の利用に係る登録その他利用のための必要な準備は、
施行日前においても行うことができる。

(江戸川区学童クラブ事業条例の廃止)

3 江戸川区学童クラブ事業条例(昭和五十年十月江戸川区条例第五十四号)は、
廃止する。

(説明)

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の改正に伴い、江戸川区独自の事業であるすくすくスクール事業を条例で定める必要があるので、本案を提出いたします。